様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	傷病手当金支給の可否
根拠条例·規則名		さいたま市国民健康保険条例
条項		条例附則第8項~第13項
所	管 部 課	福祉局 生活福祉部 国保年金課 (電話:048-829-1275)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	次のいずれの基準も満たすこと。 (1)「さいたま市国民健康保険条例」附則第8項~第13項の規定に照らし、支給対象と判断されること。 (2)令和2年5月19日付、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関するQ&Aの改訂について(その2)」の別紙Q&Aに照らし、支給対象と判断されること。
	設定等年月日	令和2年1月1日設定 令和4年2月7日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	30 日
間	設定等年月日	令和2年1月1日設定 令和4年2月7日最終改正
	備考	